

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-518484(P2001-518484A)

【公表日】平成13年10月16日(2001.10.16)

【出願番号】特願2000-514534(P2000-514534)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/205 (2006.01)
 A 2 3 L 1/302 (2006.01)
 A 2 3 L 1/305 (2006.01)
 A 6 1 P 25/32 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/205
 A 2 3 L 1/302
 A 2 3 L 1/305
 A 6 1 P 25/32

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 L-カルニチン、アセチルL-カルニチンおよびプロピオニルL-カルニチンまたは薬理学上許容されるそれらの塩を混合して含む経口または非経口投与できる組成物。

【請求項2】 アルコール中毒者の禁断症状およびアルコールに対する渴求を抑制するための薬剤としての請求項1の組成物。

【請求項3】 実質的に健康な人のアルコールの濫用を防ぐための、栄養補助食品、健康食品、医薬食品、滋養品またはそれらの構成部分としての請求項1の組成物。

【請求項4】 L-カルニチン：アセチルL-カルニチン：プロピオニルL-カルニチンまたは薬理学上許容されるそれらの塩のモル比が6：4：1から3：2：1の範囲である請求項1、2または3の組成物。

【請求項5】 該比が5：4：1である請求項4の組成物。

【請求項6】 単位投与製剤中に0.44から0.66gのL-カルニチン分子内塩；0.12から0.18gのプロピオニルL-カルニチン分子内塩または等モル量の薬理学上許容されるそれらの塩を含む請求項4または5の組成物。

【請求項7】 L-カルニチン、アセチルL-カルニチンおよびプロピオニルL-カルニチンの薬理学上許容される塩が、クロライド；プロマイド；ヨーダイド、アスパルテート、特に酸アスパルテート；シトарат、特に酸シトарат；タートレート；ホスフェート、特に酸ホスフェート；フマレート、特に酸フマレート；グリセロホスフェート；グルコースホスフェート；ラクテート；マレエート、特に酸マレエート；オロテート；オキサレート、特に酸オキサレート；スルフェート、特に酸スルフェート；トリクロロアセテート；トリフルオロアセテートおよびメタンスルホネートを含む群から選択される前記請求項のいずれか一つの組成物。

【請求項8】 食品補助品、ビタミン、補酵素およびミネラル物質を含む前記請求項のいずれか一つの組成物。